

平成30年度障害者グループホーム整備補助対象事業者の募集について

平成30年度に社会福祉施設等施設整備費国庫補助金を活用し、障害者グループホームの整備（整備予定地が千葉市に在するもの）に対して補助を希望する事業者を次のとおり募集します。

1 募集内容

障害者グループホームの整備（創設、大規模修繕等、増築）

※ 賃貸物件についても対象となります。

※ 既存のグループホームにおけるスプリンクラーの整備については、別の募集となります。後日、対象事業者にはご案内いたします。

【整備区分及び補助基準額】※平成29年度の基準額となります。

(1) 創設

グループホームを新たに整備（新築）すること

○補助基準額 23,700千円以内

補助率 3/4（国2/4 市1/4）

(2) 大規模修繕等

既存建物（自己所有・賃貸）を活用してグループホームを行う場合に必要なバリアフリー化工事等、グループホームの基盤整備を図るための改修工事・防犯対策を強化する工事

○補助基準額 10,000千円以内

補助率 3/4（国2/4 市1/4）

(3) 増築

既存のグループホームの定員増を図るための工事

○補助基準額 24,800千円以内

補助率 3/4（国2/4 市1/4）

※詳細については、お問い合わせください。

2 整備についての基本的な考え方

平成30年度の整備については、施設入所者等の地域移行の推進を基本的な考え方とし、障害者が地域で自立した生活を営むための受け皿としてグループホームの整備を積極的に推進することとします。

3 国庫補助基準額等

詳細については、千葉市ホームページに掲載の国要綱等をご参照ください。

※ 掲載の要綱等は平成29年度の内容です。平成30年度は変更が生じる場合があります。現時点で平成30年度における国庫補助基準額等が示されていませんの

で、便宜的に平成29年度のものをご参照ください。

4 留意事項

- (1) 千葉市において、平成30年度予算の確保ができなかった場合、国庫補助協議をいたしません。その場合、事業者の選定は行わず補助金の交付をいたしません。ご承知のうえご応募ください。
- (2) 応募件数は、一法人につき一つのグループホーム（住居）を上限とします。
- (3) 整備計画は単年度とし、年度内に事業完了するものが対象となります。既に着手している事業については対象外となります。
- (4) 事業着手は国の補助金内示（例年7月頃）を受けて千葉市が交付決定を行った後となります。整備に要する期間を考慮すると、実質的なサービス提供開始は平成31年度からとなる可能性がありますので、事業計画策定に当たってご留意ください。
- (5) 補助事業により整備したグループホームについては、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」に基づき処分制限等がかかります。
- (6) グループホーム整備の用地確保が確実であるものに限りします。
- (7) 障害者が日常的に地域社会と交流ができるよう、グループホームの立地条件等で配慮がなされているものに限りします。
- (8) 土地の買収、整地費用及び外構工事費等については補助対象外です。
- (9) 当該補助金により整備したグループホームが廃止や休止となることがないように、必ず必要性、具体的な需要の把握を行った上でご提出ください。
- (10) 提出書類を受理し、正式にエントリーとします。
- (11) 書類等作成にかかる費用は事業者負担となります。なお、提出された書類は返却しません。
- (12) 後日、千葉市社会福祉審議会における審査がありますが、審査書類を提出後、図面等の変更は一切できません。
- (13) 千葉市社会福祉審議会、もしくは国庫補助協議において、不採択となる場合があります。その場合、千葉市での単独補助は行いません。
- (14) 防火設備の整備徹底のため、自己所有物件については整備区分に関わらず、スプリンクラー設備を整備する（している）ことを応募の条件とします。（賃貸物件については、できる限り設置するよう努めてください。）
- (15) 応募受付後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）をご提出ください。

5 提出書類

- (1) 平成30年度 障害者グループホーム整備補助申込書（様式1）
- (2) 法人の概要がわかるもの
- (3) 障害者グループホームに係る整備調査票（様式2）
- (4) 障害者グループホームに係る整備計画書（様式3）

6 選定方法

- (1) 説明会終了後に提出された審査書類に基づき、ヒアリングを行います。ヒアリングの日程等は別途お知らせします。
- (2) ヒアリング後、千葉市社会福祉審議会（今年度中に実施予定）による事業採択審査を行い、本市の予算範囲内で選定します。審査書類は応募事業者に対し、別途お渡しします。（千葉市において予算の確保ができなかった場合、この審査は行われません。）
- (3) 千葉市が採択した事業は、国へ国庫補助金の申請に関する協議を行います。
- (4) 国との協議の結果、国庫補助金交付対象事業として採択されない場合、千葉市は事業を不採択とします。

7 提出期限 平成29年12月 1日（金）17：00【必着】

※ 期限を過ぎた書類の提出については、いかなる理由があっても受理しません。

8 提出方法 窓口持参もしくは郵送

※ 郵送により提出される場合、封筒に「障害者グループホーム整備補助」と朱記してください。

9 今後のスケジュール（予定）

平成29年12月 5日	応募事業者に対する説明会（出席は必須です）
平成29年12月28日	千葉市社会福祉審議会への審査書類提出期日
平成30年 2月	千葉市社会福祉審議会での審査（出席は必須です）
平成30年 3月	対象事業者決定

10 提出先及び問合せ先

〒260-8722

千葉市中央区千葉港1番1号

千葉市保健福祉局高齢障害部障害福祉サービス課 施設支援班

TEL:043-245-5174 FAX:043-245-5630